

平成18年1月19日
水産庁境港漁業調整事務所

平成17年の山陰沖における外国漁船の違法操業等の取締状況について

密漁漁具押収の件数は平成16年から1件増加。

7月に韓国カニ籠漁船を拿捕。海上保安庁との連携による取締の成果

境港漁業調整事務所では漁業取締船及び航空機を使用して山陰沖の我が国排他的経済水域（EEZ）内で違法操業を行う外国漁船に対する漁業取締を行っている。

平成17年（1月から12月末まで）の外国漁船拿捕件数は平成16年と同じ1件であったが、これは海上保安庁の航空機が無許可操業の韓国カニ籠漁船を現認。その後、水産庁取締船が発見して拿捕したという、両庁の協力体制の先駆けとなるケースであった。

一方、山陰沖で押収した韓国漁船が設置したとみられる密漁漁具の件数は32件（平成16年は31件）であった。

水産庁では年々巧妙化し増加している密漁漁具の設置に対応すべく、本年、パイ籠漁具の押収が多い4月から8月にかけて、パイ籠漁具の設置が多い海域に取締船を積極的に配置し、また、我が国漁業者によるズワイガニ漁業が解禁し、韓国刺し網漁船等による密漁漁具設置が懸念される11月からは山陰沖への取締船の配備隻数等を増強し、取締りに当たってきた。

この結果、漁業種類別の押収件数は、パイ籠が平成16年に比べて押収件数・押収量共に減少した。このことは取締船の積極的な配備による、密漁漁具設置の抑止効果が現れたものと考えている。

一方、底刺網の押収件数は平成16年に比べて増加した。しかしながら、平成17年に押収した刺網漁具は、平成16年に比べて規模（網の延長など）の小さいものが多く見受けられ密漁漁具のロープの総延長としては減少している。

また、ブイを付けずに海底に設置された漁具（海上からは設置の有無がわからない）についても集中的に配備した取締船の探索により5件（平成16年は0件）押収するなど、取締船の摘発から逃れることを意図した悪質な事例についても見逃さない体制となっている。

今後も違法操業を防止するため、山陰沖での取締強化体制を継続し、第8管区海上保安本部との連携を一層強化して、厳しい監視を継続すると共に積極的な漁具押収を行い、違法操業を行う外国漁船に対して厳正に対処する方針である。

・カラー写真、ビデオ映像の提供可能

問合せ先：水産庁境港漁業調整事務所
担当者：長谷川
連絡先：0859-44-3682